

定期試験受験のための注意事項

(平成16年7月5日 学生委員長会議決定)

[令和3年3月8日 最終改正]

受験心得について

1. 受験の際は、定刻前に指定された試験場に入室すること。
2. 試験場においては、静粛にし、試験監督者(以下「監督者」という。)の指示に従うこと。
3. 履修登録した者以外は、受験できない。
4. 学生証を監督者が顔写真を確認できる位置(原則として机上通路側)に置くこと。
5. 学生証を紛失又は忘れた場合は、監督者の指示に従うこと。
(事前に学生センター内の各所属学部・研究科の学務担当において、当日限り有効の「仮学生証」の発行を受けることができる。)
6. 学生証、筆記用具、その他特に許可されたもの以外は机の上に置かず、カバン等に入れて座席の下に置くこと。
7. 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類は、試験場入室前に必ずアラーム設定を解除し電源を切り、身に付けたり手に持たないこと。
なお、試験中に携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類や時計等の音(着信・アラーム・振動音など。)が鳴った場合には、試験の実施を妨害するものとして、退場を命じられることがある。
8. 答案用紙には学生番号、氏名等の必要事項は必ず記入すること。なお、無記入の答案は、無効となる。
9. 監督者からの特別の指示がある場合を除き、原則として、試験開始後20分を経過した場合は入室できない。
10. 監督者からの特別の指示がある場合を除き、原則として、試験開始後30分を経過しなければ退室できない。
11. 試験時間中の物品の貸借はしないこと。
12. 答案用紙は、持ち帰ってはならない。
13. 質問がある場合は、挙手のうえ、許可を得てから質問すること。
14. その他 レポート等の提出については、担当教員の指示に従うこと。

不正行為について

1. 試験時間中又は試験に代わるレポートの提出にあたって、次の行為を行った者に対しては、当該学生の所属学部・研究科の学生委員会又は学生に関する事項を所掌する委員会において、その行為が懲戒に該当するか否かを決定するとともに、懲戒に相当すると認められる場合は、学生委員長会議に処分案を諮るものとする。

(1) 試験時間中

- ① 上記「受験心得について」に記載されている指示に従わない者
- ② 他人に答案を作成させた者及びその代筆をした者
- ③ 他人の答案を見た者及び他人に答案を見せた者
- ④ 特に許可された場合を除き、教科書、参考書、ノート、辞書、メモ等を使用した者
- ⑤ 特に許可された場合を除き、スマートフォン、ウェアラブル端末等の電子機器を身に付けたり、操作した者
- ⑥ 言語、動作(携帯電話等を含む。)をもって他人と連絡を取った者
- ⑦ その他、不穏当な行為により試験の実施を妨害した者

(2) レポート提出

- ① 他人にレポートを作成させた者及びその代筆をした者
- ② 他人のレポートを盗用した者
- ③ 他人のレポートを破棄した者
- ④ その他レポート提出にあたって不正な行為を行った者

2. 監督者が不正行為者と認めた者には、直ちに退場を命ずる。
3. カンニング行為又はレポートの盗作や剽窃が行われたと認められた場合には、懲戒（停学、訓告等）に併せ、学生懲戒規則第 12 条により、当該学期において修得した全授業科目の単位（修士論文にあつては認定）を無効とする。